

東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て環境の充実と高齢者のくらしの安全確保を図るとともに、定住人口の維持及び増加を目的として、新たに三世代で市内に同居又は近居するために住宅の購入、又は新築、増築、改築若しくは修繕をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代世帯 世帯主又は配偶者の直系世代のうち、世帯主を含めて3つ以上の世代で構成する世帯をいう。この場合において、補助金の交付申請の時点で、出生予定であることが母子健康手帳で確認ができ、出生後に同居する予定の子については、1世代とみなす。
- (2) 近居 直線距離で2キロメートル以内に居住することをいう。
- (3) 三世代同居等 市内で新たに三世代世帯が同居又は近居することをいう。ただし、平成30年3月31日以前に既に同居又は近居していた場合を除く。
- (4) 住宅 居住の用に供する建築物（共同住宅の場合は、専有部分をいう。）であり、店舗、事務所等と兼用する建築物のときは、そのうち居住の用に供する部分をいう。
- (5) 工事 住宅の新築、増築、改築又は修繕をすることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成30年4月1日以後に三世代同居等をするために、補助の対象とな

る住宅（以下「補助対象住宅」という。）の購入又は工事の契約を行うこと。

- (2) 三世帯同居等をし、かつ、補助金の交付を受けてから5年以上、三世帯同居等が継続する見込みがあること。
- (3) 三世帯同居等をする者の全てが、規則第12条に規定する実績報告書の提出の時までに市の住民基本台帳に記録されること。ただし、補助金の交付申請の時点で、出生予定の子を除く。

2 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世帯同居等をする者のいずれかが所有し、及び居住するもの
- (2) 三世帯同居等をする者から購入するものでないもの
- (3) 昭和56年6月1日時点での建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしているもの又は規則第12条に規定する実績報告書の提出の時までに当該耐震基準を満たすもの

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象住宅について、同一の購入又は工事に対して他の制度の補助金の交付を受けている事業は、補助対象事業としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業に係る住宅の購入又は工事の契約を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る三世帯同居等をする者
- (2) 市税の滞納がない者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る住宅の購入又は工事に要する費用とする。

2 前項の費用は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の限度額は、補助対象事業1件につき、20万円とする。ただし、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額をそれぞれ加算するものとする。

(1) 三世代同居等をする者のうち、市外から市内へ転入する者がいるとき
5万円

(2) 補助対象住宅に対する工事に当たり、市内事業者（支店又は営業所を含む。）と契約をするとき 5万円

（交付申請）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとし、必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する市長が定める事項は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 三世代同居等をする全ての者の続柄が確認できる書類（出生予定の子の場合にあっては、母子健康手帳の写し）

(3) 三世代同居等をする前の住所を確認できる書類

(4) 三世代同居等をする事となる住宅の位置を確認できる書類

(5) 補助対象経費を確認できる書類

(6) 補助対象住宅が第3条第2項第3号に規定する耐震基準を満たすことを確認できる書類

(7) 補助対象者の市税納税証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

（補助対象事業の着手等）

第9条 補助対象事業の着手は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた後、速やかに行うとともに、誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手することができる。

(補助対象事業の変更等)

第10条 第8条に規定する補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、東松山市三世代同居・近居住宅補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないものとする。

(変更の承認)

第11条 市長は、前条第1項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、東松山市三世代同居・近居住宅補助金（変更・中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第5号）により補助事業者へに通知するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市三世代同居・近居住宅補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、市長が別に定める。

3 補助事業者は、第1項の報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請の際に、第7条第3項の規定により添付した書類については、この限りでない。

(1) 三世代同居等をする全ての者の住民票

- (2) 補助対象経費を確認できる書類
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類
- (4) 購入又は工事が完了した補助対象住宅の現地の状況を確認できる書類
- (5) 住宅を所有していることを確認できる書類
- (6) 補助対象住宅が第3条第2項第3号に規定する耐震基準を満たすことを確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 規則第13条の補助金の額の確定通知の様式は、東松山市三世代同居・近居住宅補助金確定通知書（様式第7号）によるものとする。
(交付の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東松山市三世代同居・近居住宅補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
(財産の処分の制限)

第16条 規則第16条第2号に規定するその他市長の定めるものは、補助対象事業により取得したものとする。

2 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業完了後5年とする。

3 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を受けようとするときは、東松山市三世代同居・近居住宅補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(財産処分の承認)

第17条 市長は、前条第3項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、東松山市三世代同居・近居住宅補助金財産処分承認・不承認決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。
(書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした

帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

東松山市三世代同居・近居住宅補助金を受けたいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
2 補助対象住宅

同居・近居の別		<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 近居
所在地	補助対象住宅	東松山市	
	近居の住宅 ※近居の場合のみ記入	東松山市	
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅（ ）		
種別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕		
契約（予定）年月日		年	月 日
購入又は工事金額		円	
施工業者 ※新築、増築、改築又は修繕の場合のみ記入	住 所		
	業 者 名		
	電話番号		

3 補助対象者及び補助対象者と三世代同居等する者

三世代同居等 をする前の住 宅の所在地	補助対象者の世帯			
	その他三世代同居 等する者の世帯			
三世代同居等開始（予定）年月日		年 月 日		
三世代同 居等をす る者の氏 名及び続 柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		本人		
<input type="checkbox"/> 三世代同居等をする者のいずれかが購入又は工事する住宅を所有します。 （所有しているものも含みます。） <input type="checkbox"/> 補助対象住宅について、同一の購入又は工事に対して他の制度の補助金を 受けていません。				

4 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 三世代同居等をする全ての者の続柄が確認できる書類（出生予定の子の場合にあっては、母子健康手帳の写し）
- (3) 三世代同居等をする前の住所を確認できる書類
- (4) 三世代同居等することとなる住宅の位置を確認できる書類
- (5) 補助対象経費を確認できる書類
- (6) 補助対象住宅が昭和56年6月1日時点の建築基準法に基づく耐震基準を満たしているもの又は実績報告書の提出時までに関該耐震基準を満たすことを確認できる書類
- (7) 補助対象者の市税納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名

㊟

私は、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱の子育て環境の充実と高齢者のくらしの安全確保を図るという趣旨を理解し、三世代で協力して必要な支援を行うとともに、5年以上継続して居住することを誓約します。

第 号
年 月 日

様

東松山市長

⑩

東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東松山市三世代同居・近居住宅補助金について、下記のとおり（交付・不交付）することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額等

- (1) 交付決定額 金 円
- (2) 交付時期 補助対象事業が完了し、補助金の額の確定後に交付する。
- (3) 条件 ア 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
イ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
ウ 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 不交付の場合の理由

様式第4号（第10条関係）

東松山市三世代同居・近居住宅補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更理由等

(1) 変更内容

(2) 変更理由

(3) 変更後の交付申請額

変更前の交付決定額	変更後の交付申請額
円	円

2 添付書類

変更等に関して参考となる資料

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長 ⑩

東松山市三世代同居・近居住宅補助金（変更・中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった東松山市三世代同居・近居住宅補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり（承認・不承認）することに決定したので、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 承認決定額等

- (1) 交付決定額 金 円
- (2) 交付時期 補助対象事業が完了し、補助金の額の確定後に交付する。
- (3) 条件 ア 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
イ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
ウ 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 不承認の場合の理由

様式第6号（第13条関係）

東松山市三世代同居・近居住宅補助金実績報告書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
事業が完了したので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第12条の規定
により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 購入又は工事完了年月日 年 月 日
- 3 同居又は近居を開始した年月日 年 月 日
- 4 交付決定日以降の軽微な変更の概要

5 添付書類

- (1) 三世代同居等をする全ての者の住民票
- (2) 補助対象経費を確認できる書類
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類
- (4) 購入又は工事が完了した補助対象住宅の現地の状況を確認できる書類
- (5) 住宅を所有していることを確認できる書類
- (6) 補助対象住宅が昭和56年6月1日時点の建築基準法に基づく耐震基準を
満たすことを確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長 ⑩

東松山市三世代同居・近居住宅補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった東松山市三世代同居・近居住宅補助金について、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第15条関係）

東松山市三世代同居・近居住宅補助金請求書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号により確定通知のあった補助金について、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農協
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
フリガナ	
名義人氏名	

※必ず申請者と同じ名義の口座を記載してください。

様式第9号（第16条関係）

東松山市三世代同居・近居住宅補助金財産処分承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号により確定通知のあった補助金に関し、下記のとおり財産を処分したいので、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱第16条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分の予定時期
- 3 処分の理由

様式第10号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

東松山市長 ⑩

東松山市三世代同居・近居住宅補助金財産処分承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東松山市三世代同居・近居住宅補助金に関する財産の処分について、下記のとおり決定したので、東松山市三世代同居・近居住宅補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別
- 2 不承認の場合の理由